

4. 報告 市債権の放棄について

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき下記のとおり債権放棄を行った。

[令和2年4月 ~ 令和3年3月 実施分]

・市営住宅事業費

No	債権の名称	法的区分	左の件数(件)	金額(円)	放棄事由[条例第16条該当号]	所管課
1	市営住宅使用料	私債権	8	522,686	1号	住宅管理課
2	市営住宅共益費	私債権	2	26,500	1号	住宅管理課
3	市営住宅使用料延滞金	私債権	1	1,780	1号	住宅管理課
合 計			11	550,966		

〔参考〕神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)

(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。